

シップリサイクル条約の概要

2009年5月15日、香港で開催された国際会議において、
シップリサイクル条約※が採択

※ Hong Kong International Convention for the Safe and Environmentally Sound Recycling of Ships, 2009 / 「2009年の船舶の安全かつ環境上適正な再生利用のための香港国際条約（仮称）」

■ 条約の概要

船舶のリサイクルにおける労働災害や環境汚染を最小限にするため、①船舶、②船舶リサイクル施設、③リサイクルの手順について要件を規定

船舶に関する要件は以下の通り

- ◆ アスベスト、PCBs、オゾン層破壊物質などを含む設備等の新規搭載の禁止
- ◆ インベントリ（船舶内の有害物質一覧表）の作成と備置き
- ◆ 旗国の主管庁または承認機関による定期的な検査

条約の適用とスケジュール

■ 条約適用船舶

国際総トン数 500GT以上の商用船 注)

注) 条約上は、艦船等は条約準拠の努力義務、内航船は海外売船される際に適用となります。
なお、国内法制化の際に、日本国籍船の適用船舶については改めて議論されます。

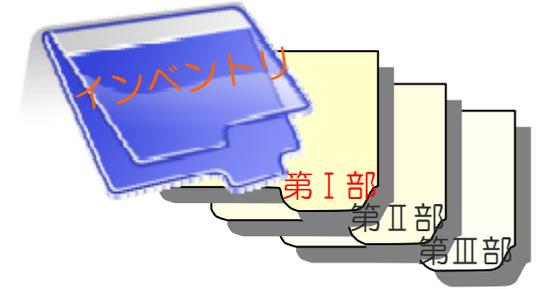
■ 条約の想定スケジュール



インベントリとは

■ インベントリの定義

インベントリは「船上に存在する有害物質、廃棄物、貯蔵物の量及び所在」を記載したリスト



■ インベントリの目的

船上に存在する有害物質の情報を明らかにすることで、

- リサイクル施設における労働者の安全衛生の確保
- リサイクル施設による環境汚染の防止
- 有害物質非含有の代替製品の開発促進



船用機械メーカー等の作業

- ・船用機器メーカー等は、製品納入時に材料宣誓書（MD）及び供給者適合宣言書（SDoC）を造船所に提供
- ① MD作成にあたり、自社製品等に関して、部品・協力メーカー等から有害物質情報を収集
なお、有害物質情報が得られない場合、自社で調査
- ②SDoC作成にあたり、有害物質管理マニュアルを制定